

千葉県議会事務局サービス管理者等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市議会の職員及び同条第3項第3号に規定する本市議会の非常勤の嘱託員その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持及び服務規律の徹底を図るため、サービス管理者の設置等について必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(サービス管理者等の設置)

第2条 職員のサービス管理を厳正かつ適正に執行するため、議会事務局にサービス管理者及びサービス管理推進員を置くものとし、それぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) サービス管理者 事務局長
- (2) サービス管理推進員 事務局次長

(サービス管理推進員の職務)

第3条 サービス管理推進員は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 職員の職務に係る倫理の保持及び服務規律の遵守に係る研修・啓発を企画し、所属長と協力して、これを実施すること。
- (2) 前号に規定する研修・啓発について、別紙様式1により、年度当初に研修・啓発実施計画を策定し、前年度の実施結果を添付して、当該年度の5月15日までにサービス管理者に報告すること。
- (3) 不祥事が発生した場合等に、局内各課の事務の適正な執行について確認するとともに、服務規律の遵守等について指導すること。
- (4) 不祥事等の発生後に当該所属の長が講じた再発防止策が機能しているかを確認し、必要に応じて指導すること。

(サービス管理者の職務)

第4条 サービス管理者は、所属職員のサービスを管理するとともに、局内各課の服務規律の遵守等について必要に応じて指導するほか、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 前条第2号の規定によりサービス管理推進員から報告を受けた実施計画及び実施結果について検証を行い、必要に応じてサービス管理推進員に対して助言・指導をすること。
- (2) 不祥事が発生した場合に、次により対応すること。
 - ア 発生した不祥事の状況を把握し、速やかに議長へ報告するとともに、当該不祥事によって生じた問題に迅速かつ的確に対応すること。
 - イ 不祥事が発生した所属の長と連携して、再発防止策を講ずるとともに、必要に応じて、当該所属の長及びその職員に対して指導すること。
- (3) 不祥事が発生するおそれがある場合に、その状況を把握し、当該所属の長及びその職員に対して指導するなど不祥事の未然防止に努めること。
- (4) その他サービス管理に関して、必要な措置をとること。

第5条 研修・啓発実施計画（以下「実施計画」という。）に関し、サービス管理者は、次に掲

げる措置をとるものとする。

- (1) 実施計画の策定に際し、あらかじめ局内の全所属長を招集し、その内容について全所属長に意思統一を図るとともに、当該年度において特に留意する事項などを具体的に協議すること。
- (2) 年度末又は必要と認める時期に局内の全所属長を招集し、研修・啓発に係る実施結果を検証すること。
- (3) 前号の規定により、研修・啓発について検証した結果は様式1に整理すること。
(市長事務局からの支援等)

第6条 服務管理者は、その職務を遂行するに当たり、必要な支援等を市長事務局から受けることができるものとする。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、服務管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。ただし、第3条第2号の規定中実施計画の策定に係る部分は平成21年4月1日から、前年度の実施結果の報告に係る部分は平成22年4月1日から、研修・啓発実施計画に係る部分は平成25年4月1日から施行する。